

# 町の公共施設の管理を委託します

## かるがもセンター・ふれあいセンター・外前野記念会館・児童館

継続して同じ事業者に管理を委託する議案を可決しました。

| 施設名                  | 委託事業者                | 委託期間                     |
|----------------------|----------------------|--------------------------|
| かるがもセンター<br>ふれあいセンター | 松伏町社会福祉協議会           | 平成27年4月1日～<br>平成30年3月31日 |
| 外前野記念会館              | 松伏町シルバー人材センター        | 平成27年4月1日～<br>平成30年3月31日 |
| 児童館                  | シダックス大新東ヒューマンサービス(株) | 平成27年4月1日～<br>平成29年3月31日 |



かるがもセンター



ふれあいセンター



外前野記念会館



児童館

### 質疑集中 主な質疑から

地方自治法244条の2で「町は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例を定め町が指定するものに、施設の管理を行わせることができる。」と規定されています。

問 かるがもセンターは公募はしたのか。

答 福祉健康課長 公募が原則だが、条例第5条（註1）の特例を適用した。

問 なぜ特例を使ったのか。

答 福祉健康課長 営利を目的にしていない。利用者との信頼関係がある。実績があり管理が安定しているなどの理由である。

問 児童館の指定管理も特例を適用したが、その理由は。

答 福祉健康課長 指定期間が2年間と短いから。

（註1）

指定管理者の選定の特例

第5条 町長等は、（中略）、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。